

第1章 景観計画区域

(1) 景観計画区域

本町の特性を生かした景観づくりを進めていくため、景観法に基づく景観計画区域を本町全域として指定し、町全体の良好な景観形成に取り組みます。



▲景観計画区域

(2) 景観形成重点地区の指定

景観計画では、重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区を重点地区に指定することができます。

地区の指定にあたっては、地区住民などとの協議などを踏まえて地区独自の目標や方針、景観形成基準などを定め、地区の景観資源や個性を生かした景観形成に取り組むことができます。